

# 相談室 Q&A

## 社会保険関係

### Q 標準報酬月額アップを抑えるため、 現物給与価額の改定に合わせて食事代を値上げしても 問題ないか

当社には社員食堂があり、食事代を徴収しています。これまでは、標準報酬月額に加算される現物給与価額が0円になるよう食事代を設定していましたが、現物給与価額が改定された結果、現在は標準報酬月額への上乗せが発生しています。これを踏まえ、現物給与価額の改定に合わせて食事代を値上げする方式にし、標準報酬月額への影響を抑えたいのですが、このような方式は問題ないでしょうか。

(神奈川県 S社)

A 現物給与価額が物価を勘案して算定されていることに鑑みても、現物給与価額の増額改定に伴う食事代の値上げには合理性があると考えられる

回答者 長嶋和大 ながしま かずひろ 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人大野事務所)

#### 1. 現物給与とは

給与は、金銭で支給されるのが一般的ですが、住宅(社宅や寮など)の貸与、食事、自社製品、通勤定期券など、現物で支給されるものを現物給与といいます。この食事には、ご質問にある社員食堂での食事の提供も含まれます。現物給与で支給されるものがある場合は、その現物を通貨に換算し、金銭で支給されるものと合算して標準報酬月額の決定を行います。この通貨に換算された額を現物給与価額といい、「報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のものによって支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によって、厚生労働大臣が定める」こととされています(健康保険法46条1項、厚生年金保険法25条)。

計算式の詳細には触れませんが、食事で支払われる現物給与価額については、1人当たりの食料費(総務省統計局「家計調査」より算出)に、食料に係る都道府県ごとの消費者物価地域差指数

(総務省統計局「小売物価統計調査」より算出)を乗じて、都道府県ごとの価額が定められています。

#### 2. 報酬への加算方法について

次に、現物給与価額をどのように報酬へ加算するのかを考えます。加算方法は、食事代の徴収額に応じて、下記の3パターンに分けられます。ご質問における社員食堂の実態が不明のため、神奈川県が社員食堂で昼食を提供していると仮定し、1カ月に社員食堂を20回利用した月に加算すべき金額を試算します。令和2年度の神奈川県が現物給与価額「1人1日当たりの昼食のみの額」は250円ですので、この金額に20日を乗じた5000円が1カ月当たりの現物給与価額となります。

##### ①食事代の徴収(負担)なし

食事代を徴収しない場合は、5000円をそのまま報酬へ加算します。

### ②食事代の徴収(負担)額<現物給与価額の3分の2の価額

食事代の徴収額が現物給与価額の3分の2未満の場合は、現物給与の価額から徴収額を引いた価額が現物給与価額となります。5000円の3分の2は3333円ですので、3000円を食事代として徴収している場合、5000円から3000円を減じた2000円を報酬へ加算します。

### ③食事代の徴収(負担)額≥現物給与価額の3分の2の価額

食事代の徴収額が現物給与価額の3分の2以上の場合は、現物による食事の供与はないものとして取り扱います。3500円を食事代として徴収している場合、現物給与価額は0円となります。

## 3. 現物給与価額の改定がもたらす影響について

神奈川県では、令和2年度に現物給与価額「1人1日当たりの昼食のみの額」が240円から250円へと増額改定されました。ご質問の会社で起きている問題は、おそらく前年度まで現物給与価額の3分の2以上の金額を食事代として徴収していたところが、令和2年度に現物給与価額の増額改定があったにもかかわらず食事代を値上げしなかったため、食事代の徴収額が現物給与価額の3分の2を下回るようになったのではないかと推測します。

実際にどの程度の値上げが必要であるのかを参考としてみるために、神奈川県の「1人1カ月当たりの食事の額」を例に挙げてみます。令和2年度の現物給与価額は2万1000円であり、平成31年度の2万700円と比べて300円増額改定されましたので、仮に現物給与価額のちょうど3分の2の額を食事代として徴収するように設定していた場合には、1カ月当たり200円(1万4,000円-1万3,800円)の値上げが必要になります。

## 4. 食事代値上げについての考察

食事代の値上げが問題ないかどうかを判断する上では、まずは、これが労働条件の不利益変更にあたらないかどうかを検討する必要があります。

この点、社員食堂は福利厚生の一環と位置づけられることから、広義には労働条件の一部であるといえますが、食事代の値段の改定は著しい値上げを除いては軽微な事項にすぎず、労働条件の不利益変更として問題視すべきものには当たらないと考えます。その値上げの程度をみても、前述2.および3.で試算した限りでは、それほど大きなものではないといつてよいでしょう。

また、現物給与価額には現在の物価水準が反映されていることと同様に、会社が労働者から徴収する食事代も物価変動に伴って増減するのは当然であるともいえます。さらに、標準報酬月額への影響を抑えるために現物給与価額の3分の2以上の額を食事代として徴収する措置を講じている場合において、現物給与価額の増額改定に伴って食事代を値上げすることは、労使双方の利益に反するものでもなく、一定の合理性が認められると考えます。

## 5. 実務上の注意点

現物給与価額に改定がある場合は毎年4月1日が適用期日となり、令和2年は厚生労働大臣の告示が3月13日に行われました。改定後の現物給与価額の表は日本年金機構のホームページにて公表されますので、毎年3月の下旬ごろには確認を忘れずに行い、改定に合わせて食事代を変更するのであれば、従業員への案内も併せて行います。

また、現物給与価額の改定は固定的賃金の変動に該当するため、4月を起算月とした随時改定に該当した場合は、速やかに被保険者報酬月額変更届を日本年金機構(事務センターまたは年金事務所)に届け出ます。